

公立大学法人宮崎公立大学職員退職手当規程

平成19年4月1日
規程第54号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第74条の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、宮崎市職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎市条例第27号）（以下「条例」という。）及び宮崎市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年宮崎市規則第66号）（以下「規則」という。）を準用する。
(適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 次条及び第14条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)及び第20条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した職員であった者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条まで及び第12条の規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 職員であった者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項、第7条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合における退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間が1年以上10年以下の場合 100分の60
- (2) 勤続期間が11年以上15年以下の場合 100分の80
- (3) 勤続期間が16年以上19年以下の場合 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した職員であった者(定年に達したことにより退職した職員であった者(延長された定年の期限の到来により退職した職員であった者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した職員であった者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した職員であった者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した職員であった者に限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務場所の移転により退職した職員であった者(次条第1項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」

という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した職員であった者で、通勤による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年に達したことにより退職した者(延長された定年の期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した職員であった者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」については、条例及び規則を準用する。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第9条 第7条第1項の規定に該当する職員であった者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)のうち、就業規則第18条第2項に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じ

た年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、条例の適用を受ける職員の例による。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第11条 勸奨を受けて退職した職員であった者に係る当該勸奨は、その事実について、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の最高限度額)

第12条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 定年前早期退職者に対する前2条の適用については、条例の適用を受ける職員の例による。

(退職手当の調整額)

第13条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第8条で準用する条例で定められている基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第15条の規定による休職、就業規則第77条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)の取扱については条例、規則を準用する。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1) 第1号区分 54,150円

(2) 第2号区分 50,000円

(3) 第3号区分 45,850円

(4) 第4号区分 41,700円

(5) 第5号区分 33,350円

(6) 第6号区分 25,000円

(7) 第7号区分 20,850円

(8) 第8号区分 16,700円

(9) 第9号区分 0円

2 第1項各号に掲げる職員の区分及びその適用にあたっては、条例及び規則を準用する。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第14条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年末満の者 100分の270

- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、公立大学宮崎公立大学職員給与規程の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則を準用して算出した額とする。

(勤続期間の計算)

第15条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合(第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第15条第2項に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国、地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)の職員が引き続いて職員になったときにおけるその者の地方公共団体等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、地方公共団体等の退職手当に関する規定により、その者が退職手当又は退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、その期間についてはその者の職員としての引き続いた在職期間には含まれないものとする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国立大学法人職員等との在職期間の通算)

第16条 職員が退職後、引き続いて国立大学法人、他の公立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は一般地方独立行政法人(以下「国立大学法人等」という。)の職員となり、その者の職員としての勤続期間が当該国立大学法人等の退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 第15条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等(当該国立大学法人等の退職手当に関する規定により、職員が引き続いて当該国立大学法人等の職員になったときにおけるその者の職員としての勤続期間が当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることとなる場合に限る。)の職員が引き続いて職員になったときにおけるその者の国立大学法人等の職員としての在職期間を含むものとする。ただし、国立大学法人等の退職手当に関する規定により、その者が退職手当又は退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、その期間についてはその者の職員としての引き続いた在職期間には含まれないものとする。

(宮崎市から復帰した職員に対する退職手当に関する特例)

第17条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて宮崎市(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて宮崎市に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を宮崎市に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている場合に限る。)に使用される者(以下「宮崎市職

員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き宮崎市職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第15条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の場合における宮崎市職員としての在職期間については第15条(第5項を除く。)の規定を準用する。

(役員との在職期間の通算)

第18条 職員が退職し、引き続いて法人の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 第15条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、法人の役員が退職手当を支給されないで引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第15条を準用する。

- 4 前2項の場合において、第8条の「給与月額」には公立大学法人宮崎公立大学役員報酬規程に定める「基本給月額」を含めるものとする。

(退職手当の支給制限)

第19条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する職員であった者には支給しない。

- (1) 就業規則第80条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 就業規則第26条第2項第2号及び第3号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 一般の退職手当のうち、第13条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分について、支給しない者に関する定めは、条例及び規則を準用する。

- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第20条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付又はこれらに相当する給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第21条 勤続期間6月以上で退職した職員(次項又は第3項の規定に該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して1年の期間(理事長が指定する者については、理事長が指定する期間)内に失業している場合において、その者が雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

- 2 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

- 3 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当

の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で理事長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第22条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。但し、この場合においては、その総代者に一括して支給することができる。
- 4 第1項に規定する遺族の所在が不明のため、前2項に規定する順位での支給が困難であると認めるときは、所在不明の遺族に代えて次の順位の遺族に支給することができる。この場合において、第2条に規定する遺族に支給したものとみなす。

(遺族からの排除)

第23条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第24条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第5項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第21条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は支給しない。
- 3 前2項の規定は、退職した職員であった者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第26条第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第25条 理事長は、退職した職員であった者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者

が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けるべき者に交付しなければならない。この場合において、一時差止処分の事由を記載した説明書を併せて交付しなければならない。
- 3 前項の規定による文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することによりこれに代えることができるものとし、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条(第48条で準用する場合を含む。)又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第2項及び第3項の規定は、一時差止処分の取消しについて準用する。

(退職手当の返納)

第26条 退職した職員であつた者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の全額を返納させることができる。

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、条例及び規則で定められているところに準ずる。

(退職手当の口座振込み)

第27条 理事長は、退職手当の支給を受ける者から申し出があつたときは、その者に対する退職手当の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(雑則)

第28条 この規程に定めるほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第59条第2項の規定により法人の職員となった者の第15条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、法第61条の規定により、その者の宮崎公立大学事務組合職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。ただし、その者が宮崎公立大学事務組合を退職したことにより退職手当の支給を受けているときはこの限りでない。

(読み替え)

- 3 第13条第2項の規定により準用する規則中、給与規程第4条第2項第2号に規定する教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、「平成18年7月以降の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの」と、「平成18年7月以降の給与条例の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が4級(平成8年10月以降平成17年4月以前の廃止前の宮崎公立大学教員等の給与等に関する条例第4条に規定する期末手当の別表第2の割合が100分の25)であったもの」と、「平成18年7月以降の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が4級(平成8年10月以降平成17年4月以前の廃止前の宮崎公立大学教員等の給与等に関する条例第4条に規定する期末手当の別表第2の割合が100分の20)であったもの」と、「平成18年7月以降の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第3号区分に掲げる者を除く。)」と、「平成18年7月以降の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が3級(平成8年10月以降平成17年4月以前の廃止前の宮崎公立大学教員等の給与等に関する条例第4条に規定する期末手当の別表第2の割合が100分の15)であったもの」と、「平成18年7月以降の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの(第5号区分に掲げる者を除く。)」と、「平成18年7月以降の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの」と、「平成18年7月以降の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの」を「給与規程の教育職給料表を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの」と読み替えるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか準用する条例及び規則中、「市長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。